

新型コロナウイルス感染症に係る大分市の各種支援についてお知らせします

大分市では、感染防止に取り組む施設や事業所、団体への支援や影響を受けた事業主、個人に対して、費用の補助等によりさまざまな支援を行っています。

〔事業主向け支援〕

1. 感染拡大防止に係る施設改修費を補助します
2. 中小企業者・小規模事業者等への利子補給制度について
3. 医療機関への利子補給を行っています

〔個人向け支援〕

4. 市営住宅の提供や家賃減額等を行っています
5. 緊急小口資金等の貸付
6. 住居確保給付金

〔事業主向け支援〕

1. 感染拡大防止に係る施設改修費を補助します (大分市感染予防対策施設改修支援事業費補助金)

大分市内に事業所を有する中小規模事業者に対し、飛沫感染防止や身体的距離の確保など、感染拡大防止対策に係る施設改修費の一部を補助します。

対象者	大分市内に事業所を有する中小規模事業者
補助対象経費	令和3年4月1日以降に行った感染拡大防止に係る施設改修の実費 (1) 飛沫飛散防止のための施設改修（飛沫飛散防止スクリーンの設置等） (2) 換気のための施設改修（CO2センサーの設置、開口部の改修等） (3) 身体的距離確保のための施設改修（間取り変更のための壁の改修等） (4) その他、感染予防対策のための施設改修（室内の吹付コーティング等）
補助率	補助対象経費の5分の4 (上限)1事業所につき10万円かつ1事業者につき30万円
受付開始日	令和3年4月22日（木）

【開発建築指導課 097-537-5635】

2. 中小企業者・小規模事業者等への利子補給制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、「大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」を利用した者で、セーフティーネット保証4、5号、危機関連保証の認定を受けた市内の中小企業者・小規模事業者等に対して、運転資金（上限3,000万円）にかかる利子額を補給します。

申請期限を令和4年3月15日（火）まで延長しました。

<参考>大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金

融資対象者	新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1カ月の売上が前年同期比で3%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売高等が3%以上減少することが見込まれる、県内中小企業者・小規模企業者・個人事業主（フリーランス含む）。
受付期間	令和2年3月5日（木）～当面の間
融資条件	融資限度額：設備・運転資金：1億6,000万円 融 資 期 間：10年以内（うち据置2年以内） 融 資 利 率：10年以内1.3% 保 証 料 率：年0%（国のセーフティーネット保証または危機関連保証の認定あり） 年0.35%（認定なし）
申込窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

【創業経営支援課 097-585-6029】

3. 医療機関への利子補給を行っています

（大分市医療機関運営資金貸付金利子補給金）

新型コロナウイルスの影響により運転資金として金融機関から借入れを行った医療機関に対して利子補給を行っており、このたび対象を拡大して、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床を確保したことにより病床の稼働率が低迷した医療機関を追加します。

対 象 者	新型コロナウイルスの影響により休業又は新規受入れ停止など事業を縮小した医療機関に加え、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床を確保したことにより病床の稼働率が低迷した医療機関
補給要件	運転資金として金融機関から受けた融資
補給期間	最大3年間

【保健総務課 097-536-2222】

〔個人向け支援〕

4. 市営住宅の提供や家賃減額等を行っています

(1) 市営住宅の家賃減額措置を行っています

市営住宅等の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した方に対し、減免基準に基づき家賃を減額しています。

(2) 市営住宅の提供を行っています

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が激減し、住宅の確保が困難となった方に対し、一時的に使用できる市営住宅を提供しています。

(3) 市営住宅の入居要件を緩和しています

市営住宅に入居するには市税の完納が要件ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の徴収猶予を受けている方については、例外として入居できます。

【住宅課 097-537-5634】

5. 緊急小口資金等の貸付

大分市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対し、緊急小口資金などの特例貸付の申請を受け付けています。

	休業された方向け（緊急小口資金）	失業された方等向け（総合支援資金）
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	・学校等の休業、個人事業主等等（※1）の特例の場合、20万円以内 ・その他の場合、10万円以内	・（二人以上）月20万円以内 ・（単身）月15万円以内
据置期間	1年以内（※2）	1年以内（※2）
償還期限	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	無利子
保証人	不要	不要

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年12月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年12月末まで延長。

注1 総合支援資金（生活支援費）については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに 判定し、一括免除	・ 緊急小口資金	: 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
	・ 総合支援資金（初回貸付分）	: 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
	・ 総合支援資金（延長貸付分）	: 令和5年度の住民税非課税
	・ 総合支援資金（再貸付分）	: 令和6年度の住民税非課税

住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。

【大分市社会福祉協議会 097-547-9562】

6. 住居確保給付金

離職、自営業の廃止、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方、または住居を喪失するおそれがある方を対象に、有期で賃貸住宅などの家賃相当額（上限額あり）を支給し、住居および就労機会等の確保に向けた支援を行います。

収入要件や資産要件などの支給要件があります。

支給額 月ごとに家賃額を支給。ただし、生活保護法の住宅扶助の限度額が上限。
収入に応じた調整あり。

支給期間 原則、3カ月間。一定の要件を満たす場合に、最長9カ月間までの延長あり。
※令和2年度中に新規申請し、支給決定した方に限り最長12カ月間までの延長あり。

支給方法 不動産媒介業者や貸主等の口座へ市より直接振り込み。

【大分市自立生活支援センター 097-547-8319】

J:COM ホルトホール大分4階（大分市社会福祉協議会内）